

特別WG（Working Group）細則

（令和2年9月27日制定）

（目的）

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の特別WG（Working Group）の設置及び運営に必要な事項を定める。

（特別WGの設置）

第2条 理事長は、迅速に対応が必要な状況に際して本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、特別WG（Working Group）を設置することができる。

（構成）

第3条 特別WGの構成は、WG員長1名及びWG員若干名とする。

2. 必要に応じてWG副員長を置くことができる。

（委嘱）

第4条 WG員長は、理事長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. WG員は、原則として正会員の中からWG員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. WG員は、必要に応じて公募を行い、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4. WG副員長は、原則としてWG員の中からWG員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

（外部委員）

第5条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

（任期）

第6条 WG員の任期は、選出された日から選出された次の年度の5月31日までとする。本項の規定は、WG員の再任を妨げない。

2. WGの設置期間は、理事長が決定する。

（WG会議の運営）

第7条 WG会議は、WG員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、WG員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、WG員長の決するところによる。

3. WG員長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって理事会に報告しなければならない。

4. WG員長は、緊急を要する事案が生じた時は、理事長、副理事長、事務局長と協議の上、WGの議決を待たずに対応することができる。その場合には、理事会にその内容について速やかに報告しなければならない。

（経費）

第8条 WGの活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第9条 WGの廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。